

# 法制執務支援システム提供及びデータ更新業務委託に係る プロポーザル実施要綱

## 1 概要

### (1) 業務の名称

法制執務支援システム提供及びデータ更新業務委託

### (2) 業務の目的

本市の事務に関連する法令、例規等を迅速かつ的確に検索でき、例規の立案及び審査を効果的かつ効率的に支援するためのシステムを導入し、及び保守し、並びに本市の例規の制定改廃情報を更新し、及び管理することを目的とする。

### (3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

### (4) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

### (5) 提案上限額

17,395,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。ただし、この金額は企画内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

### (6) 担当部署

那須塩原市 総務部 総務課 行政係

## 2 参加事業者の資格要件

参加事業者は、仕様書で提示する業務を的確に実施する能力を有し、参加申請書の提出時点において、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本市の入札参加資格を有すること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。

(5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと又はその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(6) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

(7) 法制執務支援システムの導入においては他者が導入した自治体からの移行実績があること。

(8) 租税を完納していること。

## 3 プロポーザルの実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。なお、本書で提示したスケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 公募開始      | 令和8年6月26日(金)                    |
| (2) 参加申込期限    | 令和8年7月10日(金)午後4時                |
| (3) 質疑期限      | 令和8年7月10日(金)午後4時                |
| (4) 質疑回答予定日   | 令和8年7月14日(火)                    |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年7月28日(火)午後4時                |
| (6) 参加申込取下期限  | 令和8年7月28日(火)午後4時                |
| (7) 資格確認結果通知  | 令和8年7月29日(水)                    |
| (8) プレゼンテーション | 令和8年8月6日(木)                     |
| (9) 審査の実施     | 令和8年8月7日(金)から<br>令和8年8月21日(金)まで |
| (10) 審査結果の通知  | 令和8年8月28日(金)                    |

#### 4 参加意思の確認と質問方法

##### (1) 書式の受取

実施要綱、仕様書等は、那須塩原市ホームページから取得すること。

##### (2) 参加申込

本プロポーザルへの参加を申請する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- |        |  |
|--------|--|
| ア 提出期限 | 令和8年7月10日(金)午後4時(必着)   |
| イ 提出書類 | 参加申請書(様式第1号)   |
| ウ 提出部数 | 代表者印押印のもの1部  |
| エ 提出先  | 那須塩原市 総務部 総務課 行政係<br>住所：〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2<br>電話：0287-62-7111<br>担当：生駒、荒井 |
| オ 提出方法 | 持参(閉庁日を除き、午前9時から午後4時まで。)又は郵送(提出期限に必着)によること。  |

##### (3) 参加申込の取下げ

やむを得ない理由により参加申請書提出後に参加申込を取り下げる場合には、次のとおり必要書類を提出すること。

- |        |   |
|--------|---|
| ア 提出期限 | 令和8年7月28日(火)午後4時(必着)                        |
| イ 提出書類 | 参加取下書(様式第2号)                                |
| ウ 提出部数 | 代表者印押印のもの1部                                 |
| エ 提出先  | 4(2)エに同じ。                                   |
| オ 提出方法 | 持参(閉庁日を除き、午前9時から午後4時まで。)又は郵送(提出期限に必着)によること。 |

##### (4) 質疑の受付及び回答

本プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、次のとおり質疑書を作成し、電子メールに添付して、総務課のメールアドレスへ送付し、電子メールを送付した旨を電話連絡すること。

- ア 提出期限 令和8年7月10日（金）午後4時（必着）
- イ 提出書類 質疑書（様式第3号）
- ウ 提出先 那須塩原市総務部総務課 soumu@city.nasushiobara.tochigi.jp
- エ 提出方法 電子メールの添付にて送付すること。添付においては、パスワード付の圧縮又は暗号化を実施すること。

※ 電子メール送信の際の件名は、次のとおりとする（参加事業者名称は、略称可）。

件名：法制執務支援システム質問：+（参加事業者名称）+送信年月日

例：株式会社△△△△が令和8年7月13日に質問書を送付した場合

→ 法制執務支援システム質問：株式会社△△△△ R80713

- オ 回答方法 提出された各社からの質問事項は取りまとめた上で参加事業者名は記載せずに、回答の一覧を参加事業者全員へ「質問回答書」として電子メールに添付し送付する。ただし、質問内容により参加事業者の選定に公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- カ 回答予定日 令和8年7月14日（火）

## 5 企画提案書の作成及び提出

### (1) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和8年7月28日（火）午後4時（必着）
- イ 提出書類 次の書類について、正本1部及び副本7部を提出すること。  
ただし、（エ）及び（オ）については、正本にのみ添付すること。

（ア）提案書表紙（様式第4号）

（イ）企業概要、履行実績、業務実施体制図等（様式第5号）

（ウ）本業務の実施方針及び手法（任意様式）

仕様書に基づき、次に掲げる項目ごとに区分し、その順序により各項目の提案内容を記載すること。ただし、追加提案項目がある場合は、当該項目についての記載を妨げない。

- a 目次
- b 提案概要等
- c システムの提供形態、運用形態等
- d 例規検索システム機能詳細
- e 例規立案支援・審査システム機能詳細
- f 法令検索システム機能詳細
- g 判例検索システム機能詳細
- h データ維持更新業務詳細（追録及びホームページ更新等）
- i 法令改廃情報及び例規整備情報の提供業務詳細
- j サポート体制（システムの導入、保守、操作研修等、業務全般を通じたフォローアップ）

k 独自提案（提案上限額の範囲内において、仕様書に記載されているもの以外で、システムの使いやすさ、業務の効率化、法制執務能力の向上その他の業務の目的を達成するための機能、サービス等の追加提案があれば記載すること。）。

l その他

(エ) 見積書及び内訳書（任意様式）

(オ) 添付資料（写しで可）

a 法人の登記事項証明書（6か月以内に発行されたもの）

b 確定した直近の決算に係る財務諸表

ウ 提出先 4(2)エに同じ。

エ 提出方法 持参（閉庁日を除き、午前9時から午後4時まで）又は郵送（提出期限に必着）によること。

## (2) 企画提案書の注意事項

ア 企画提案書の作成に当たっては、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

イ 提案書に記載する内容は、全て本事業における実施義務を提案者が提示したものとする。（追加提案及び追加提案見積書を除く。）

ウ (ア) 提案書表紙から(ウ)本業務の実施方針及び手法までについては、フォントサイズは10.5ポイント以上で横書き（図表については、この限りでない。）とし、A4縦片面刷りで1冊にまとめるものとする。このとき、正本の表紙には、代表者印を押印すること。

あわせて、CD-R又はDVD-Rにより電子データ（PDF又はPowerPoint）で提出すること。

エ (ウ) 本業務の実施方針及び手法については、カラーで作成し、50ページを上限とし、ページ番号を振ること。

オ (エ) 見積書及び内訳書については、契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載し、代表者印を押印すること。

なお、見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。独自提案に係る費用を含むときは、内訳書に、仕様書に定めた事項と項目を分けて提案内容ごとの金額を記載すること。

## 6 資格確認について

- (1) 提出された参加申請書等に基づき、資格要件を満たしているか確認を行う。
- (2) 資格確認の結果は、令和8年7月29日（水）までに電子メールにより通知する。

## 7 選考について

選考については、「法制執務支援システム提供及びデータ更新業務委託に係るプロポーザル選定委員会」により評価を行う。なお、総務課が事務局となる。

(1) プレゼンテーション

ア 開催日時 令和8年8月6日(木)を予定

詳細については、(1)イの通知に合わせて通知する。

イ 開催場所 那須塩原市役所本庁舎201会議室

ウ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの具体的な内容は次のとおりとする。

(ア) 企画提案書説明

プレゼンテーションに当たっては、仕様書に示し、及び独自提案するシステムについて、デモンストレーション及び説明を行うものとする。

(イ) 質疑応答

企画提案書等に関する質問を行う。

エ プレゼンテーションに当たっての注意事項

(ア) プレゼンテーションの時間は、60分とする。時間配分の目安としては、企画提案書の説明を40分、質疑応答を20分で予定している。(準備に要する時間は、別途確保する。)

(イ) 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

(ウ) 参加者は5人以内とし、本業務において主担当となることを予定している者が必ず出席し、説明を行うこと。人数は事前に総務課に伝えること。

(エ) 市が用意するインタラクティブボード及び接続ケーブルを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等は、参加事業者が持参すること。

(2) 審査

ア 審査に当たっては、指定した様式に基づいて提出された会社概要、履行実績、事業実施体制等一式、仕様書に基づいて提出された企画提案一式及び費用総額について、評価基準(別紙「法制執務支援システム提供及びデータ更新業務委託評価基準」のとおり)を用いた委員の採点により評価を行う。各委員の評価点の平均が最高得点となった者を契約候補者として特定する。なお、評価項目と配点については、次のとおりとする。また、基準点を設け、各選定委員の評価点の平均が基準点を上回った事業者のみを選定対象とする。

評価項目	配点	基準点
企業評価	25点	180点
提案評価	275点	
価格評価	100点	
合計	400点	

イ 審査において同点の者があるときは、提案評価点の高い者を契約候補者として特定する。この場合において、なお候補者を特定できないときは、委員長の判断により候

補者を特定するものとする。

ウ 審査の結果は、令和8年8月28日（金）までに電子メールにより通知する。また、導入候補者に「導入候補者決定通知書」を電子メールにより通知する。

## 8 仕様調整、見積書の提出

導入候補者と市は必要に応じて事業内容について協議し、契約を締結するための仕様内容の調整を行い契約すべき内容を確定する。この協議期間は、令和8年10月31日までとする。

導入候補者は、調整で確定した仕様に基づき見積書を最終的に提出する。なお、最終的に提出された見積書において双方合意に至らない場合は、審査において次点となった事業者を新たに候補者とし、協議を行う。

## 9 契約の締結

導入候補者と仕様の調整に基づいて提出された見積書において合意した後に、契約書を取り交わし契約を締結する。

## 10 その他

ア 企画提案書の提出後に提案者が2(1)~(8)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

イ 契約締結後、企画提案に記載した主担当者を変更する場合には、事前に本市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等の経験及び知識を有するものとする。

ウ 企画提案一式の作成及び提出、プレゼンテーションの参加等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

エ 提出書類の著作権等は作成した事業者に帰属する。提出書類は選考作業に必要な範囲において複製することがある。

オ 企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りでない。

カ 那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。

キ 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。